

～児童通所支援等の利用者負担がある方へ～
児童通所支援を利用している児童に生計を同じにしている兄または姉がいる場合の多子軽減措置及び高額障害児通所給付費（利用料の償還）の御案内

利用者の負担額については、児童通所支援にかかる総費用額の1割（10/100）となっており、所得区分により月額上限が設けられていますが（下表1のとおり）、同世帯の兄弟の有無などにより利用者負担額が軽減されます。

（表1）所得区分に応じて設定される負担上限月額

所得区分	負担上限月額
低所得（生活保護世帯、市民税非課税世帯）	0円
一般1（世帯員の所得割額の合計が28万円未満）	4,600円
一般2（上記以外）	37,200円

～1. 就学前児童が2人以上いる世帯の多子軽減措置～

児童福祉法施行令の改正により多子軽減措置が導入され、児童通所支援（※1）を利用している児童と生計を同じにするに兄または姉がいる場合、市に申請することで児童通所支援の利用者負担額が軽減される可能性があります。

（※1）放課後等デイサービスは除く。

■軽減後の利用者負担額

軽減対象の判定		
区分		軽減判定
世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満	児童通所支援を利用している児童に生計を同じくする兄または姉がいない	軽減対象外 総費用額の10/100を利用者が負担
	児童通所支援を利用している児童に生計を同じくする兄または姉が1人いる	第2子軽減 総費用額の5/100を利用者が負担
	児童通所支援を利用している児童に生計を同じくする兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減 利用者負担なし
世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円以上	障害児通所支援事業または保育園等（※2）に通う就学前の兄または姉がいない	軽減対象外対象外 総費用額の10/100を利用者が負担
	障害児通所支援事業または保育園等（※2）に通う就学前の兄または姉が1人いる	第2子軽減 総費用額の5/100を利用者が負担
	障害児通所支援事業または保育園等（※2）に通う就学前の兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減 利用者負担なし

（※2）保育所等とは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、障害児通所支援事業所、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等です。

■申請手続き（流れ）

利用料の軽減を受けるためには、市への申請手続きが必要となります。

1 次の書類を市役所に提出します。

（1）市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯

住民基本台帳上、同一生計の兄または姉がいることが確認できる場合は、書類の提出は不要です。

（2）市町村民税所得割合算額が77,101円以上の世帯

兄または姉の保育所等へ通園（通所）していることが分かる通園（通所）証明書（※3）が必要です。

※3通園（通所）証明書の様式は市役所にあります。

- 2 障害児通所支援受給者証が交付されます。
- 3 交付された障害児通所支援受給者証を利用中の事業所に提示します。

～2. 高額障害児通所給付費・高額障害福祉サービス給付費～

児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）を利用する人が複数いる世帯や、児童通所支援と障害福祉サービス（短期入所や居宅介護）の両方を利用する児童については、利用料が高額障害児通所給付費等として後から戻る場合があります。同一保護者ごとのひと月の利用上限額が、表面の表1の月額上限額になるよう、償還払いにより給付されます。

※多子軽減措置の該当者がいる場合は、多子軽減措置を受けた上で、申請いただく必要があります。

申請に必要なもの

- ・利用したサービスすべての領収書（又は支払内容がわかる証明書）※月ごとにまとめる
- ・印鑑
- ・保護者（受給資格者）の通帳
- ・通所受給者証

※同月に支給決定を受けた補装具費がある場合には、その負担額も合算の対象になりますので、その領収書もお持ちください。

（その場合の負担上限月額に補装具費の負担上限月額である37,200円になります）

※同世帯に障害児入所支援を利用する児童がいる場合は、その負担額も合算の対象になりますので、その領収書もお持ちください。

（その場合の負担上限月額は障害児入所支援の負担上限月額になります）

※申請期間は、利用月からおおむね6か月以内をお願いいたします。

・例えば・・・

負担上限月額が4,600円の所得区分（市町村民税77,101円以上28万円未満を想定）の世帯に以下の4人の子がおり、各々以下の総費用分の障害児通所支援サービスを利用した月の場合

	就学後児童		就学前児童		合計
	長男	二男	三男	四男	
利用サービス	放課後等デイ	(幼稚園)	児童発達支援	児童発達支援	
総費用額	80,000円		40,000円	40,000円	
実際に払った利用者負担額	4,600円		2,000円	0円	6,600円
多子軽減該当有・無	軽減対象外		有 第2子	有 第3子以降	
高額障害児通所給付額	1,394円		606円	0円	2,000円
償還後の実質利用負担額	3,206円		1,394円	0円	4,600円

【お問合わせ】

那須塩原市共墾社 108-2

那須塩原市社会福祉課 障害福祉係 ☎0287(62)7026

(申請は、西那須野支所・塩原支所でも受け付けできます。)